

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

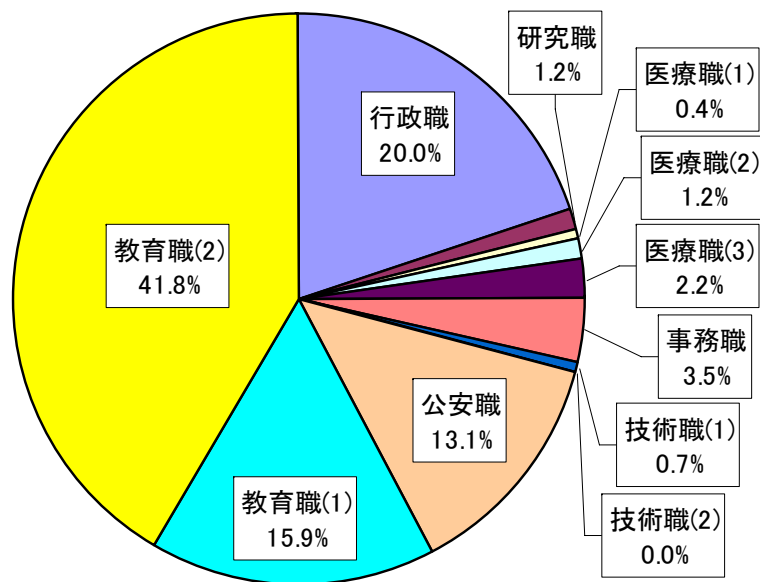
平成 20 年 10 月
栃木県人事委員会

目 次

	ページ
1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定	
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定等	5
⑥ モデル給与例	6
⑦ 近年における給与勧告の実施状況	7
2 給与構造の改革等	
① 給与構造の改革の概要	8
② 給与構造の改革（完成までの5年間の流れ）	9
③ 教員給与の見直し	10

1-① 給与勧告の対象職員

平成 20 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員は 24,739 人で、平均年齢は 43.1 歳である。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、4,959 人で、全体の 20.0%を占めている。また、教育職給料表適用職員が 57.7%と全体の半数以上を占めている。(なお、この人数は、再任用職員及び特定任期付職員を除いたものである。)

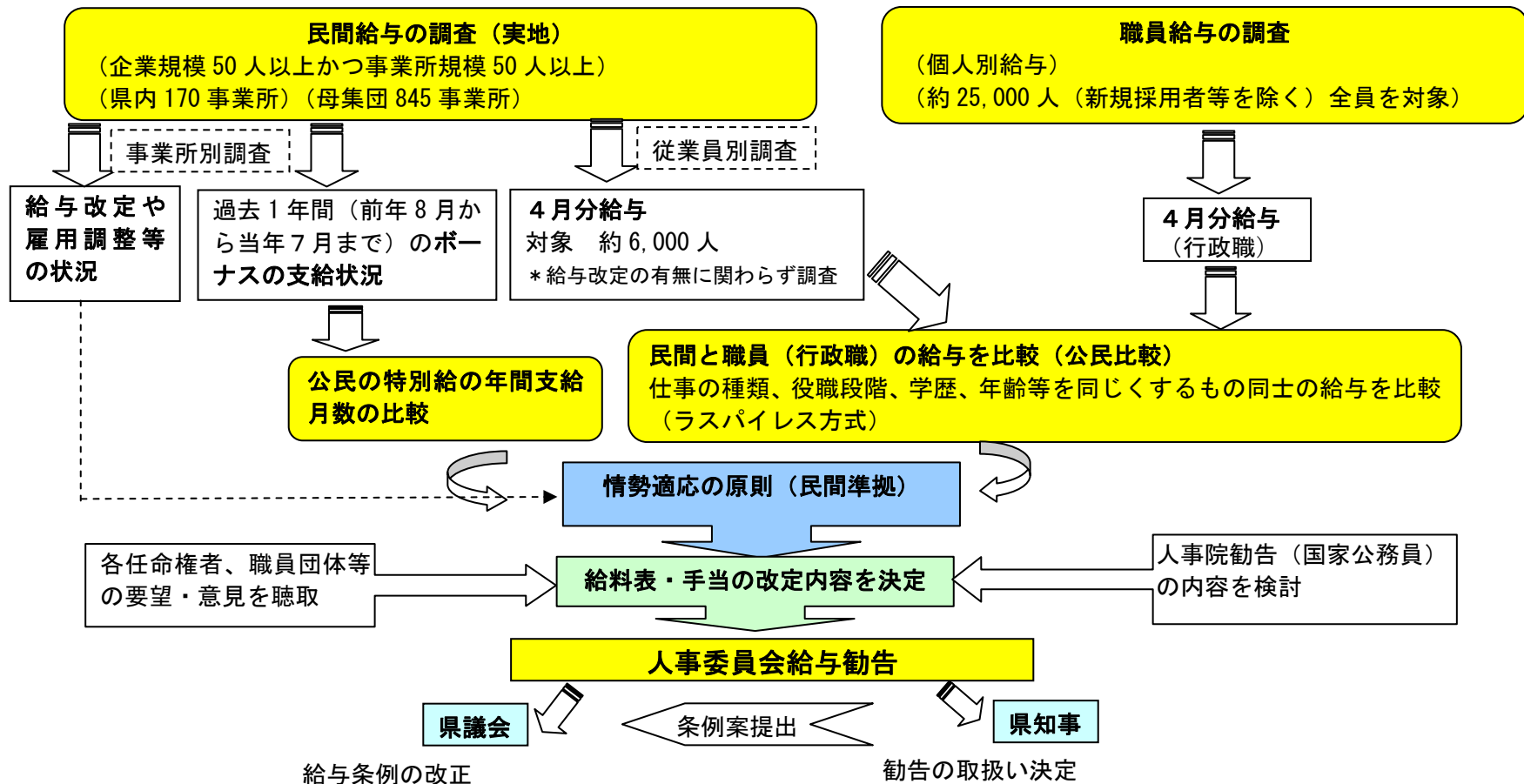


給料表\区分	職員の例	職員数	平均年齢
行政職給料表	一般行政職員	4,959 人	44.0 歳
研究職給料表	研究員	295	40.3
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	110	41.6
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	289	40.4
医療職給料表(3)	保健師、看護師	533	36.5
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	870	45.2
技術職給料表(1)	学校栄養士	160	42.6
技術職給料表(2)	学校看護師	3	48.5
公安職給料表	警察官	3,252	39.7
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,934	43.4
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	10,334	43.8
計		24,739	43.1

1-② 給与勧告の手順

栃木県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

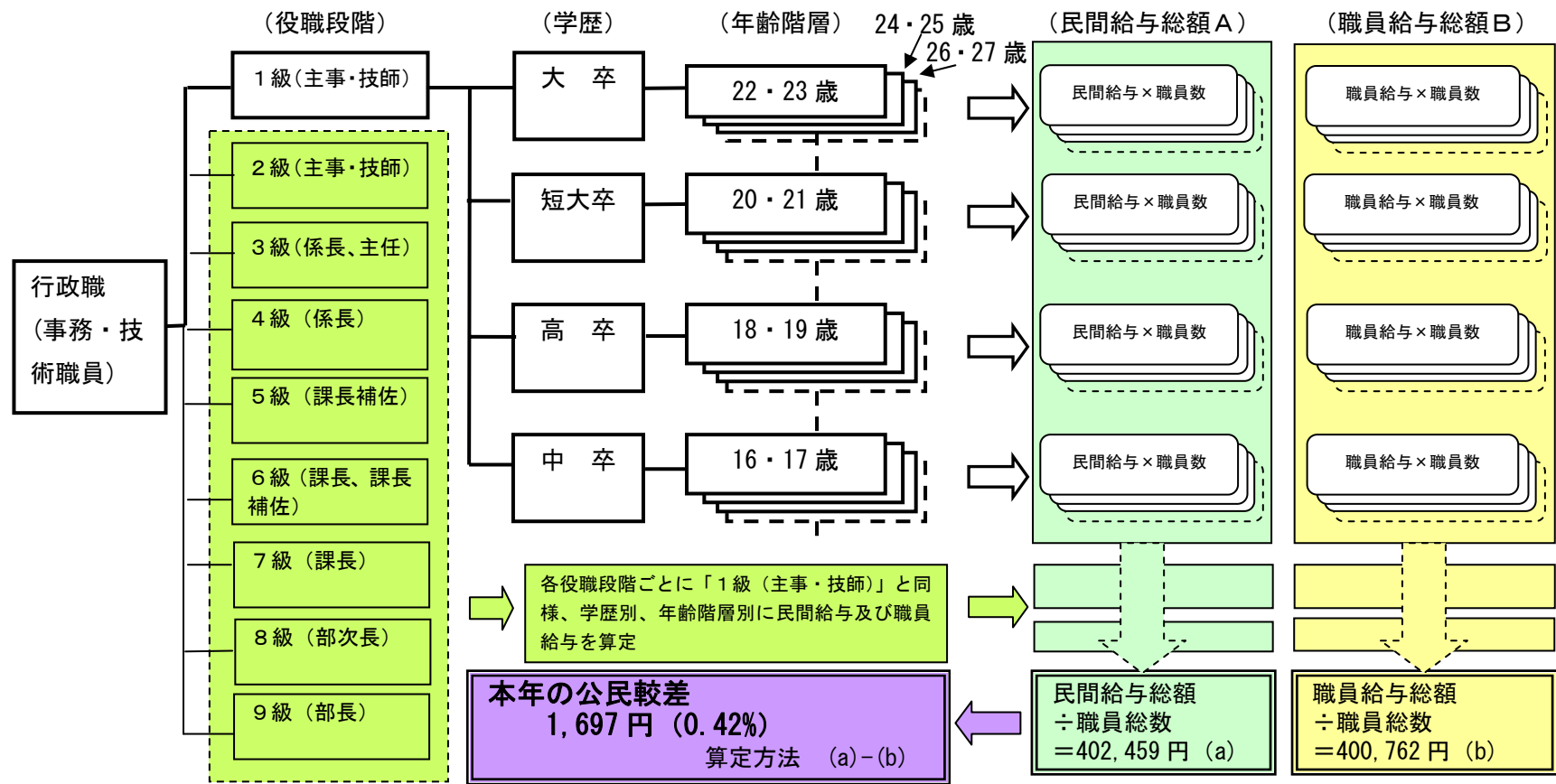
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合について国家公務員、他地方公共団体の状況も配慮したうえで職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数について勧告を行っています。



1-③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

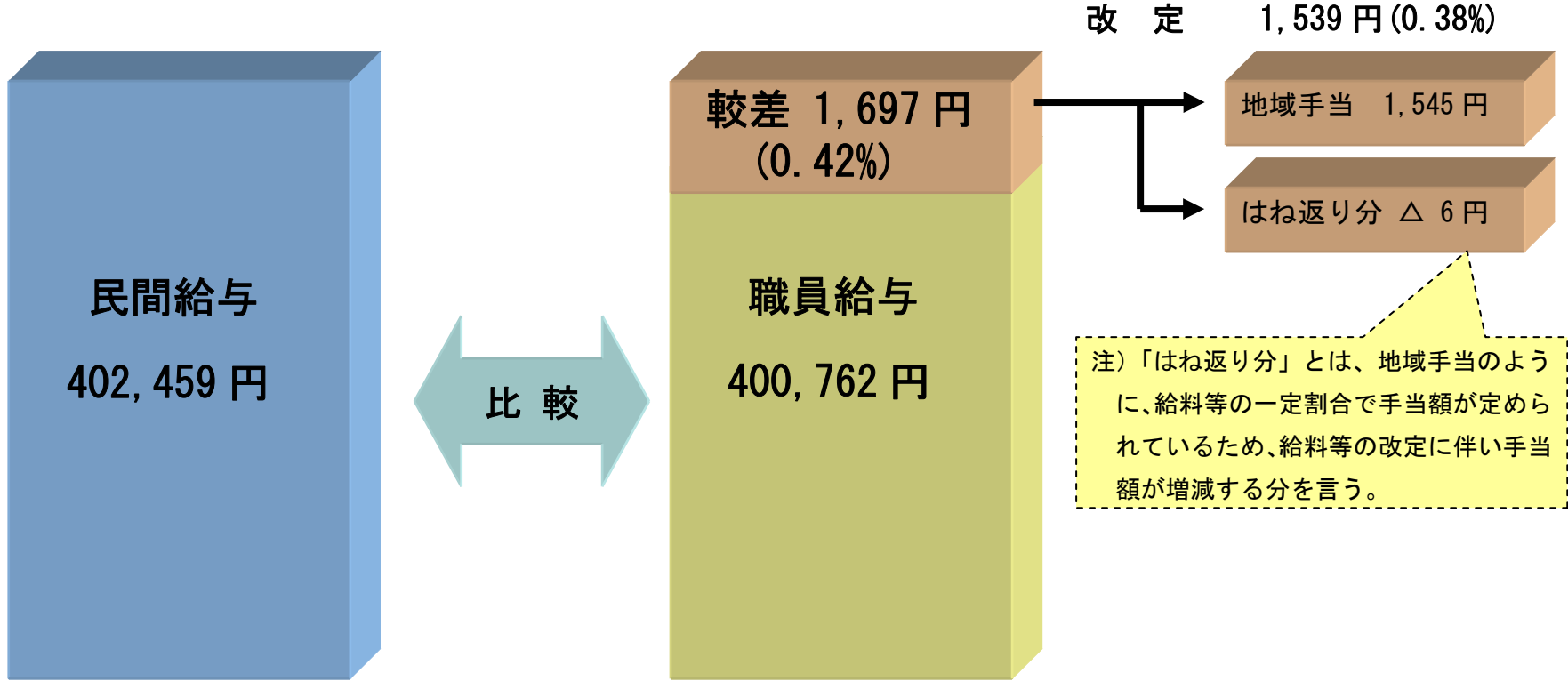
月例給の公民給与の比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 0.42% (1,697 円) を埋めるため、以下のとおり、地域手当の改定を行うこととしました。



1-⑤ 本年の給与改定等

1 本年の給与改定

地域手当

栃木県を支給地域とする地域手当を0.4%引上げ(1.4%→1.8%)

2 医師の給与の特別改善（平成21年4月1日実施）

初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、最高支給限度額を10万4千円引上げ(306,900円→410,900円)

1-⑥ モデル給与例

(単位：円)

役職	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	独身	204,625	3,376,000	205,432	3,390,000	14,000
主任	35歳	配偶者、子1人	318,091	5,286,000	319,346	5,307,000	21,000
係長	45歳	配偶者、子2人	407,628	6,858,000	409,236	6,885,000	27,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	457,212	7,773,000	459,016	7,804,000	31,000
課長	55歳	配偶者	551,616	9,027,000	553,792	9,063,000	36,000
部長	58歳	配偶者	652,103	11,197,000	654,675	11,239,000	42,000
行政職平均 (44.0歳)			396,212	6,567,000	397,737	6,593,000	26,000

(注) 1 このモデル給与例は、給料の特別調整額の減額措置前のものである。

2 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当を基礎に算出。

(課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))

1-⑦ 近年における給与勧告の実施状況

職員の給与は、平成14年、平成15年及び平成17年は月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、平成17年まで年間給与の減少が続いていました。一昨年は月例給の引上げ、昨年は月例給と特別給の双方について、引上げ改定を行いました。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職の職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%

(注) 平成16年の公民の給与較差は0.01%。水準改定以外の勧告（寒冷地手当の引下げ改定等）あり。

2-① 給与構造の改革の概要

I 給料表水準の引下げ（平成 17 年勧告）

- 民間賃金との均衡を考慮し、給料表水準を平均 4.8%、中高年齢層においては7%程度の引下げとなる給料表構造の見直しを実施

II 職務・職責に応じた給与構造への転換（平成 17 年勧告）

- 中高年齢層の給料水準の引下げ幅を7%程度にすることなどにより、給与カーブをフラット化
- 給料表の職務の級と役職段階との関係を再整理し、職務の級を統合、新設
- 枠外昇給制度の廃止

III 勤務実績の給与への反映（平成 17 年勧告）

- 従前の給料表の号給を4分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、勤務実績に基づく昇給に一本化

IV その他の改革

- 地域における民間賃金、物価等を考慮した地域手当の新設（平成 17 年勧告）
（支給割合の見直し（4.5%以内で人事委員会が定める割合 → 2.5%）：平成 20 年勧告）
- 給料の特別調整額（管理職手当）の定額化（平成 18 年勧告）

2-② 給与構造の改革（完成までの5年間の流れ）

平成18年度 (平成17年勧告)	平成19年度 (平成18年勧告)	平成20年度 (平成19年勧告)	平成21年度 (平成20年勧告)	平成22年度 (平成21年勧告)
<p>給料表水準の引下げ (最大7%、平均4.8%引下げ)</p>	経過措置を設けて段階的に引下げ			
<p>勤務実績の給与への反映</p>				
<p>地域手当の新設</p>	<p>公民較差に応じた支給割合の引上げ</p>		<p>地域手当の支給割合の見直し (4.5%以内→2.5%)</p>	2年間で完成
	<p>給料の特別調整額の定額化</p>			

2-③ 教員給与の見直し

学校教育法の改正により、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に、新たに設置できることとなった副校長、主幹教諭及び指導教諭の給与上の処遇の在り方等について報告を行いました。

(新たな職の給与上の処遇)

- ・主幹教諭及び指導教諭の職を設置する場合は、現行の教育職の給料表の教頭（3級）と教諭（2級）の間に新たな級（特2級）を設置することが必要
- ・新たな職に対する手当等の取扱いについては、他の教員との均衡を考慮して措置することが必要

(参考) 新たな職の職務内容 (学校教育法)

区分	職務内容
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
主幹教諭	校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。
指導教諭	児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

* 現在、国において、教員給与の在り方について検討が進められていることから、今後の教員給与の見直しに当たっては、国の検討状況等に留意が必要